

## 別添3の4 発生農場家きん経営継続支援対策事業

### 第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人、一般財団法人又は中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合とする。

### 第2 事業の内容

#### 1 経営継続支援対策

事業実施主体は、次に掲げる取組を自ら実施し、又は家きん飼養経営体が、次に掲げる取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費を補助するものとする。また、事業実施主体は、第3の1に規定する生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、農事組合法人、畜産業の振興に資する事業を行う一般社団法人若しくは一般財団法人又は事業協同組合（以下「生産者集団等」という。）が次に掲げる取組を実施するのに要する経費について補助するとともに、家きん飼養経営体が経営継続のために次に掲げる取組を緊急的に自ら実施するのに要した経費について、生産者集団等が補助するのに要する経費を補助するものとする。

##### (1) 代替要員等の派遣支援

実施要綱第1の1の(3)の別表2で定める感染症（以下「対象感染症」という。）の感染者の発生等が確認された農場（以下「発生農場」という。）の経営継続のための代替要員の派遣等

##### (2) 農場等清浄化支援

発生農場等における、政府の方針や自治体からの指示等に基づく消毒又は感染拡大防止のための対応に必要な器具機材等の導入

#### 2 経営継続支援の推進

##### (1) 地域推進・指導事業

事業実施主体は、生産者集団等が1の事業を円滑に推進するための現地指導に要する経費を補助するものとする。

##### (2) 推進指導事業

事業実施主体は、事業を円滑に実施するための現地指導、会議の開催、書面審査等を行うものとする。

### 第3 事業の要件

#### 1 生産者集団

生産者集団とは、3戸以上の家きん飼養経営体から構成され、次に掲げるすべてを内容とする規約を有するものとする。

##### (1) 生産者集団の目的、名称、事務所の所在地、代表者及び構成員に関する事項

##### (2) 生産者集団の運営に関する事項

##### (3) 家きん生産の振興に関する事項

##### (4) 会計並びに補助金の管理及び使途に関する事項

##### (5) その他生産者集団の目的の達成に必要な事項

- 2 第2の1の事業の対象となる家きん飼養経営体  
家きん飼養従事者において、対象感染症の感染者の発生等が確認された家きん飼養経営体とする。
- 3 第2の1の(1)の事業の対象となる代替要員等  
発生農場等における代替要員とする。
- 4 第2の1の(2)の事業の対象となる器具機材等  
対象となる器具機材等は、消毒液、噴霧器、作業着、手袋、長靴、その他消毒等に必要な資材とする。

#### 第4 事業の実施

- 1 事業実施要領の作成等  
事業実施主体が第2の事業により生産者集団等に補助する場合は、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、補助金の交付手続き、消費税及び地方消費税の取扱い等を定めた事業実施要領を作成し、独立行政法人農畜産業振興機構理事長（以下「理事長」という。）の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。
- 2 事業実施計画の作成  
生産者集団等は、事業の実施に当たっては、別紙様式第1号の別添を内容とする事業実施計画を作成し、事業実施主体に提出するものとする。
- 3 都道府県知事への報告等  
事業実施主体は、第6の1及び2並びに第7により申請書等を理事長に提出した後、事業に参加する生産者の所在地の都道府県知事にその写しを送付するものとする。
- 4 事業の委託  
事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

#### 第5 機構の補助

独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）は、予算の範囲内において、別表に定める補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2の事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

#### 第6 補助金交付の手続等

- 1 補助金の交付申請  
事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、生産者集団等から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画と合わせて、理事長が別に定める期日までに、別紙様式第1号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。
- 2 事業の変更承認申請  
事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の畜産経営災害等総合対

策緊急支援事業（発生農家きん経営継続支援対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

### 3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合は、交付決定額を限度として補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農家きん経営継続支援対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

## 第7 事業の実績報告

事業実施主体は、生産者集団等から提出のあった事業の実績を取りまとめの上、自らの事業の実績と合わせて、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農家きん経営継続支援対策事業）実績報告書を理事長に提出するものとする。ただし、事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日までとする。

## 第8 消費税及び地方消費税の取扱い

- 1 事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出する当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを申請額から減額して申請しなければならない。  
ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。
- 2 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る事業実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、第7に係る実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農家きん経営継続支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合には、その減

じた金額を上回る部分の金額)を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合(事業実施主体自ら又はそれぞれの生産者集団等の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。)であっても、その状況等について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「補助金適正化法」という。)第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

## 第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和5年度とする。

## 第10 事業の推進指導

- 1 事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県及び関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 生産者集団等及び事業に参加する家きん飼養経営体は、事業実施主体及び都道府県の指導の下、関係団体等との連携に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 3 都道府県知事は、第2の1及び2の事業の適正かつ円滑な実施を図るため、この事業の趣旨、内容等の周知徹底並びに事業実施主体、生産者集団等及び事業に参加する家きん飼養経営体に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。

## 第11 帳簿等の整備保管等

### 1 帳簿等の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備し保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

### 2 電磁的記録による整備保管

前項に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

### 3 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施又は実績について必要に応じて、事業実施主体及び生産者集団等に対し調査し、又は報告を求めることができるものとする。

## 第12 電子情報処理組織による申請等

- 1 事業実施主体は、第4の1の規定による実施要領の承認申請、第6の1の規定による交付申請、第6の2の規定による変更承認申請、第6の3の(2)の規定による概算払請求、第7の規定による実績報告及び第8の3の規定による仕入れに係る消費税等相当額報告(以下「交付申請等」という。)については、当該各規定の定めにかかわらず、農林水産省共通申請サービス(以

- 下「共通申請サービス」という。)を使用する方法により行うことができる。ただし、共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合において、本実施要綱に基づき当該交付申請等に添付すべきとされている書類について、当該書類の一部又は全部を書面により提出することを妨げない。
- 2 事業実施主体は、1の規定により交付申請等を行う場合は、本実施要綱の様式の定めにかかわらず、共通申請サービスにより提供する様式によるものとする。
  - 3 理事長は、1の規定により交付申請等を行った事業実施主体に対する通知、承認、指示及び命令については、事業実施主体が書面による通知等を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、共通申請サービスを使用する方法により行うことができる。
  - 4 事業実施主体が2の規定により共通申請サービスを使用する方法により交付申請等を行う場合は、共通申請サービスのサービス提供者が別に定める共通申請サービスの利用に係る規約に従わなければならない。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率又は額
1 経営継続支援対策	<p>(1) 代替要員等の派遣支援に要する経費</p> <p>(2) 農場清浄化支援に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>ただし、代替要員1人1日当たり14,000円を上限とする。また、1農場当たりでは、発生農場等における通常時の業務を実施できなくなった感染者等の人数分までを上限とする。</p> <p>定額</p> <p>ただし、発生農場及び代替要員を派遣した組織1か所当たり80,000円を上限とし、代替が必要となる者が2人以上いる場合は、2人目以降につき1人当たり60,000円を上限に追加する。</p>
2 経営継続支援の推進	<p>(1) 地域推進・指導事業に要する経費</p> <p>(2) 推進指導事業に要する経費</p>	<p>定額</p> <p>定額</p>

別紙様式第1号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業) 補助金交付申請書

番 号  
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年度において畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業) を下記のとおり実施したいので、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添3の4の第6の1の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容  
別紙様式第1号の別添のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分 (単位:円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
1 経営継続支援対策 (1) 代替要員等の派遣支援 (2) 農場清浄化支援				
2 経営継続支援の推進 (1) 地域推進・指導事業 (2) 推進指導事業				
合 計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書で記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

#### 4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日                      年 月 日
- (2) 事業完了予定年月日                年 月 日

#### 5 添付書類

- (1) 定款
- (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書
- (3) 別紙様式第1号の別添

(注) 添付書類について、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。



別紙様式第1号の別添

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（発生農場家きん経営継続支援対策事業）実施計画

1 経営継続支援対策

(1) 代替要員等の派遣支援

(単位：円)

生産者集団名	実施時期	派遣元	派遣先	事業費	負担区分		積算	備考
					機構補助金	その他		
合 計								

(2) 農場清浄化支援

(単位：円)

生産者集団名	実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
				機構補助金	その他		
合 計							

2 経営継続支援の推進

(1) 地域推進・指導事業

(単位：円)

生産者集団名	実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
				機構補助金	その他		
合計							

(2) 推進指導事業

(単位：円)

実施時期	取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
			機構補助金	その他		
合計						

別紙様式第2号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家さん経営継続支援対策事業) 補助金交付変更承認申請書

番 号  
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家さん経営継続支援対策事業)の実施について、下記のとおり変更したいので承認されたく、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添3の4の第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(注) 2及び3については、別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対象できるよう二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業) 補助金概算払請求書

番 号  
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業)について、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添3の4の第6の3の(2)の規定に基づき、下記のとおり金 円を概算払により支払われたく請求します。

記

1 補助金概算払請求額

区分	交付決定		事業遂行状況 (令和 年 月 日現在)			既概算 払受領 額 ④	今回概 算払請 求額 ⑤	令和 年 月 日 迄予定出 来高 (④+⑤) /②	残高 ②-④ -⑤
	事業 費 ①	機構 補助金 ②	事業 費 ③	機構 補助金	事業費 出来高 ③/①				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

注:それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業費の月別支出実績及び支出計画を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 支店名  
預金種類  
口座番号  
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業) 実績報告書

番 号  
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業)について、下記のとおり実施したので、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添3の4の第7の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を申請します。

記

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容
- 3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(注) 1 1から3までは、別紙様式第1号の記に準じるものとする。  
2 3について、実績額の上段に計画額を括弧書きし、計画と実績が比較できるようにすること。

4 事業に係る精算額 (単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 令和 年 月 日
- (2) 事業完了年月日 令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

金融機関名	支店名
預金種類	
口座番号	
口座名義	

別紙様式第5号

令和 年度畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業)に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号  
年月日

独立行政法人農畜産業振興機構  
理事長 殿

住 所  
団体名  
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で交付決定通知のあった畜産経営災害等総合対策緊急支援事業(発生農場家きん経営継続支援対策事業)補助金について、畜産経営災害等総合対策緊急支援事業実施要綱別添3の4の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

(なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。(返還がある場合、記載すること))

記

- |   |   |   |
|---|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額<br>(令和 年 月 日 農畜機第 号による補助金額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額                             | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額                       | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額(3-2)   | 金 | 円 |

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し(税務署の收受印等のあるもの)
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳(人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確

認できる資料も併せて提出すること)

- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

( )

注：消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

( )

注：記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料